

○四国地方整備局告示第9号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成21年2月6日

四国地方整備局長 木村 昌司

第1 起業者の名称 香川県及び小豆島町

第2 事業の種類

二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分

香川県小豆郡小豆島町神懸通字片山、字柴中、字仲休、字荒神、字明石、字流田、字ニゴラビ及び字後山地内

2 使用の部分

香川県小豆郡小豆島町神懸通字片山、字柴中、字仲休、字荒神、字明石、字流田及び字後山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県小豆郡小豆島町神懸通字片山地内、字柴中地内、字仲休地内、字荒神地内、字明石地内、字流田地内、字ニゴラビ地内及び字後山地内に施行する「二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業のうち、「二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事」(以下「本体事業」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項の二級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダム及び同条第18号に掲げる水道法による水道事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される県道及び町道の従来機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川別当川水系別当川は、河川法第5条第1項により香川県知事が指定した河川であり、同法第10条第1項の規定により、香川県知事が河川管理者となることなどから、起業者である香川県は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

また、小豆島町は、水道法（昭和32年法律第177号）第26条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

二級河川別当川水系別当川（以下「別当川」という。）は、その源を香川県小豆郡小豆島町の神懸山（標高671m）に発し、山間部を南流し、途中、古落川、西城川の支川を合わせ、同町神懸通、草壁本町の市街地を貫流し、瀬戸内海に注ぐ幹川流路延長約4.0km、流域面積約8.8km<sup>2</sup>の二級河川である。

別当川の流域は、小豆島町に属し流域の約83%は山地で構成されているが、下流部は平地が広がり一部宅地化が進んでおり、これらの地域への上水道用水やかんがい用水の安定的な供給を行う上で大きな役割を果たしている。

別当川は、山間部が急勾配で平野部に出て急に勾配が緩くなる地形的特徴を有し、古くからたびたび下流平野部の民家や農地に被害をもたらしていることから、河川管理者の香川県知事は、水道事業者である内海町（当時）が水道専用ダムとして昭和31年に完成させた内海ダムを、昭和34年に治水機能も併せ持つ多目的ダムとして改築した。

しかし、別当川の確率規模（治水安全度）は、1/10程度に過ぎず、さらにこのダムは、洪水調節方式として一定量方式を採用しており、流入量に応じたゲート操作をする必要があり、また、集水面積に比べ洪水調節容量（72,000m<sup>3</sup>）が小さいため、操作が非常に難しい。

このため、別当川は、昭和34年以後も河岸の決壊、氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の台風8号による豪雨では浸水家屋538戸、浸水面積71.3ha、被害総額約570百万円、昭和51年の台風17号による豪雨では浸水家屋721戸、浸水面積48.4ha、被害総額約2,100百万円という甚大な被害が発生した。

このように、別当川流域では、過去に何度も浸水被害が発生している一方、渇水時には河川の流水がほとんど見られず、安定した取水が困難な状況であり、昭和60年、昭和61年、平成3年、平成6年、平成7年、平成8年等、しばしば深刻な水不足に見舞われている。

また、小豆島町の上水道は、平成18年度で1日最大9,906m<sup>3</sup>を供給しているが、上水道用水として安定的な取水が可能な安定水源からの供給量は、8,886m<sup>3</sup>に過ぎない。さらに、簡易水道については、浄水施設の老朽化に伴う維持管理コストが増加傾向にあることなどから上水道へ統合することとしており、このため、上水道の需要量は、平成24年度で1日最大10,103m<sup>3</sup>となることが見込まれる。これは、平成19年3月現在における安定水源からの1日最大供給量8,886m<sup>3</sup>を大幅に上回るものであり、現在の安定水源だけでは供給能力が不足することになる。

このような状況に対して、別当川水系の治水対策として、平成11年12月に定めら

れた「別当川水系河川整備基本方針」及び平成12年10月に定められた「別当川水系河川整備計画」において、昭和51年に発生した既往最大洪水と同規模の洪水等から防御するため、治水基準点「寒霞溪橋」における基本高水のピーク流量を $185\text{m}^3/\text{秒}$ とし、このうち内海ダムの再開発により $55\text{m}^3/\text{秒}$ を調節し、河道へ配分する計画高水流量を $130\text{m}^3/\text{秒}$ としている。

一方、10年に1回程度発生する渇水時においても、既得用水の安定的な取水や動植物の生息環境の保全等、流水の正常な機能を維持するため、利水基準点「寒霞溪橋」において、しろかき期（6月11日から6月20日まで） $0.036\text{m}^3/\text{秒}$ 、普通期（6月21日から9月15日まで） $0.028\text{m}^3/\text{秒}$ 、非かんがい期（9月16日から6月10日まで） $0.020\text{m}^3/\text{秒}$ の流量を確保することとしている。

さらに、平成24年度の当該地域における上水道の需要量を $10,103\text{m}^3/\text{日}$ とし、これに対して、10年に1回程度発生する規模の渇水時においても、これを安定的に確保することが可能となるよう考慮して、本件事業により、新たに取水量 $1,000\text{m}^3/\text{日}$ （供給量 $950\text{m}^3/\text{日}$ ）を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、別当川本川の洪水調節及び流水の正常な機能の維持並びに水道用水の確保を目的とした多目的ダムの建設工事を行うものである。本件事業の完成により、昭和51年に発生した既往最大洪水と同規模の洪水等から防御するための洪水調節が可能となり、洪水時における水位を低下させ、別当川流域における浸水被害が軽減されることとなる。また、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となり、さらに、上水道の安定的な供給に必要な水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全、既得用水の安定的な取水、河川環境の保全並びに小豆島町における上水道の安定的な供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、平成10年より同法等に準じて環境影響評価を任意で実施しているところ、本件事業による水質（水温、濁水、富栄養化）等への影響については軽微であると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカの飛翔が確認されているが、生息環境が広く残存すること、営巣が確認されていないこと、事業地周辺での繁殖の可能性が低いこと、周辺環境に配慮するとしていることから、影響は小さいと評価されている。同じく国内希少野生動植物種であるハヤブサ及び環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛翔が確認されているが、生息環境が広く残存すること、営巣が確認されていないことから、影響は小さいと評価されている。また、本件事業地内の土地には、環境省レッドリスト又は香川県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類として掲載されている植物2種が確認されているが、起業者は、

移植などの適切な措置を講じることとしている。加えて、起業者は、移植後もモニタリング調査を実施し、必要に応じて、専門家の指導、助言のもと適切な措置を講ずることとしている。

さらに、起業者は、周辺地域の自然景観と調和のとれた事業を行うため、学識経験者、地域の代表者等で構成する「内海ダム景観検討委員会」を設置し検討を行っており、ダム堤体下流の盛土部への植樹により、コンクリート面の露出を抑えること、付替道路の掘削法面の緑化を実施することなどにより、景観への配慮を行うこととしている。

また、本件事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、別当川の氾濫による浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持及び小豆島町における上水道の安定的な供給の確保を目的として、堤高42m、総貯水容量1,060,000m<sup>3</sup>の重力式コンクリートダムの建設工事を施行するものである。

本件事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持に必要な流量及び上水道の安定的な供給に必要な水量の確保を図る上で適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、施行方法については、ダム案（申請案）、河道改修案（河道約1,200mの区間を河床掘削及び両岸を引堤して河道を拡幅する案）及び遊水地案の3案について比較検討が行われている。申請案は、水没地を発生させることになるものの、他の2案と比較して支障となる人家等の家屋がほとんどなく、周辺住民に対する影響が小さいこと、工事による長期の交通規制は不要なため、住民の日常生活の利便性に与える影響が小さいこと、事業費が最も廉価であり、経済性にも優れていることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、本件事業のダムサイトについては、地形及び地質的な条件、ダム背後に十分な貯水容量の確保が図れる位置として、既設内海ダム地点から下流約600m付近の堀川橋までの範囲内において、既設内海ダム直下の地点とする申請案、約600m下流の地点とする案について比較検討が行われている。

申請案と他の案を比較すると、申請案は、堤高が高くなるものの水没家屋が少ないこと、両岸の尾根幅が厚く、地形上ダム建設に適していること、事業費が最も廉価であり、経済性に優れていることなどから、最も合理的であると認められる。

本体事業の施行に伴う県道付替工事の事業計画については、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める縦断勾配の規定値を満足すること、下流部の人家が立ち並ぶ地域に影響を与えないようにすること等を考慮し、起点を小豆島町神懸通字明石地内より上流側の地点とし、終点は水没する現道の上流端である同町神懸通字ニゴラビ地内とした。この起終点を結ぶルート選定に当たっては、起終点をほぼ直線に結ぶ申請案、ループ橋区間を設ける案、現道と中尾根の間をS字の平面線形とする案の3案について比較検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申

請案は、線形が滑らかで見通しが良く安全性に優れていること、事業費が廉価であり経済性に優れていることなどから、最も合理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う町道付替工事の事業計画については、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切な案となっている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる公共の利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 申請事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、別当川は、過去に何度も豪雨による氾濫が生じ浸水被害が発生していること、しばしば濁水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息・生育環境等に大きな影響を及ぼしていること、小豆島町では今後も水道水源が不足することが見込まれていることなどから、別当川流域の洪水被害の軽減、濁水時における流水の正常な機能の維持及び小豆島町における水道用水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、自治体の長や地元住民等からなる内海ダム再開発促進期成会などにより、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 香川県小豆郡小豆島町役場内海庁舎